

## 埼玉県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 埼玉県は、福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉サービス従事者確保・定着の基盤を構築する障害福祉サービス等事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業所又は障害児入所施設（以下「施設・事業所」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、埼玉県内に所在する施設・事業所を運営する事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業及び補助額等は、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の実施について（令和7年2月19日付け障発 0219 第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の別紙「障害福祉人材確保・職場環境改善等

事業 実施要綱」、「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業の実施について（令和7年2月26日付けこ支障第38号こども家庭庁支援局長通知）」の別紙「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に定められた事業とする。

2 補助金の申請手続等については、次のとおりとする。

- (1) 補助金を受けようとする施設・事業所の事業者は、埼玉県知事に対してその旨の申請を行う。
- (2) 複数の施設・事業所を有する事業者については、埼玉県に所在する施設・事業所について、一括して申請することができる。

(交付申請書の提出等)

第4条 規則第4条第1項に掲げる申請書の様式及び記載事項は、様式第1号「埼玉県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金交付申請書」のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。ただし、埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に登録した口座に振り込みを行う場合は、(3)及び(4)の添付は不要とする。

- (1) (国実施要綱別紙様式2-3) 障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業 総括表
- (2) (国実施要綱別紙様式2-4) 障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等補助金計画書 個表
- (3) (様式第2号) 口座振替依頼書
- (4) 補助金の振込を希望する金融機関の口座名義、金融機関名、支店名、及び口座番号等を確認できる通帳等の写し

4 第1項の申請書及び添付書類は、別に定める期日までに提出するものとする。

(交付決定通知等)

第5条 規則第7条の交付決定通知書様式は、様式第3号のとおりとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第4号により通知する。

(変更交付申請)

第6条 申請者は、第4条による申請書に変更を生じたときは、様式第5号及び(国実施要綱別紙様式4) 変更に係る届出書により変更交付申請をしなければならない

い。

2 前項による添付書類は第4条第3項のとおりとする。

(変更交付決定)

第7条 変更交付決定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(交付の方法)

第8条 埼玉県は、交付決定を受けた施設・事業所が基準月のサービス提供分の障害福祉サービス等報酬総額、障害児通所支援等報酬総額について国保連に請求をしたことにより本補助金の請求があったものとみなす。基準月は令和6年12月とし、基準月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。

なお、交付額は、国保連が基準月の障害福祉サービス等報酬確定額、障害児通所支援等報酬確定額に基づき算出した額のとおりとし、口座振替により補助金を交付する。

2 前項の補助金は概算払とする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告の様式及び記載事項は次のとおりとし、その提出部数は1部とする。また、補助額に相当する職場環境改善の取組の経費に充てた場合、職場環境改善経費に消費税額を含めない、又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を除外して報告すること。

(1) (様式第7号) 埼玉県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金実績報告書

(2) (国実施要綱別紙様式3-1) 障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等補助金 実績報告書

(3) (国実施要綱別紙様式3-2) 障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等補助金人材確保・職場環境改善等補助金実績報告書(事業所別個表)

2 前項の実績報告書は、別に定める期日までに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第8号のとおりとする。

(決定の取消し等)

第11条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金

の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- (3) 補助対象者又は補助対象事業に該当しないことが明らかになったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(消費税仕入控除税額の報告等)

第12条 職場環境改善経費に消費税額を含めており、かつ控除税額が実績報告書作成時に未確定の場合は、確定後、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に納付しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は第10条の規定により額の確定をした場合に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(交付の条件)

第14条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(書類の整備等)

第15条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月21日から施行する。

別紙 1

埼玉県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の対象とする施設・事業所は下記表のサービスを提供するものとする。

居宅介護
重度訪問介護
同行援護
行動援護
重度障害者等包括支援
生活介護
施設入所支援
短期入所
療養介護
自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援 A 型
就労継続支援 B 型
就労定着支援
自立生活援助
共同生活援助（指定共同生活援助）
共同生活援助（日中サービス支援型）
共同生活援助（外部サービス利用型）
児童発達支援
医療型児童発達支援
放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援
福祉型障害児入所施設
医療型障害児入所施設

（参考）非対象サービス

計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、 障害児相談支援
--

別紙 2

埼玉県障害福祉人材確保・職場環境改善補助事業 補助金交付率

サービス区分	交付率
居宅介護	12.7%
重度訪問介護	12.7%
同行援護	12.7%
行動援護	12.7%
重度障害者等包括支援	12.7%
生活介護	7.2%
施設入所支援	13.6%
短期入所	13.6%
療養介護	13.6%
自立訓練（機能訓練）	7.9%
自立訓練（生活訓練）	7.9%
就労移行支援	5.5%
就労継続支援A型	5.5%
就労継続支援B型	5.5%
就労定着支援	5.5%
自立生活援助	5.5%
共同生活援助（指定共同生活援助）	9.4%
共同生活援助（日中サービス支援型）	9.4%
共同生活援助（外部サービス利用型）	9.4%
児童発達支援	9.6%
医療型児童発達支援	9.6%
放課後等デイサービス	9.6%
居宅訪問型児童発達支援	9.6%
保育所等訪問支援	9.6%
福祉型障害児入所施設	16.6%
医療型障害児入所施設	16.6%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

（参考）非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、障害児相談支援	0%